

令和元年10月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和元年10月10日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	志 村 恭 一
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	岸 岳
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部学校管理課長	河 島 知 博
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 木 厚
美術館運営課長	菅 野 智

4 傍聴人 9名

5 議題及び議事の概要

○ 教育長 開会を宣言

- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
- 日程第1 議案第45号については、神奈川県教育委員会が今後発表する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

(新倉教育長)

本日の会議中、理事者の皆さんが発言される場合には、起立の必要はございませんので、着席されたままでお願いをいたします。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

まず初めに、9月定例会から本日までの所管事項について報告をさせていただきます。

お手元に教育長報告資料というのがございますので、ご参照いただければと思います。

市議会関係といたしましては、9月定例会が開催され、去る7日に9月定例会が終了したところでございます。

今議会においては、決算のご審議をいただき、ご承認をいただいたことと、補正予算等についての議決をいただけたところであります。

ここには記載してございませんけれども、去る台風15号の被害がございました後、鴨居小学校に隣接しております鴨居保育園の園舎の屋根が飛ぶという事件がございまして、緊急避難的に鴨居小学校におきまして、鴨居保育園の運営がされているところです。現在修復の計画を立てておりますが、計画、あるいは内容によりましては、当分の間小学校に保育園があるという状況が続くかと思っております。

今後保育園の修理、修繕計画が出ました段階をもちまして、また改めてご報告をさせていただければと思いますが、学校長からは、児童にとりましても小さな子どもと一緒にいるということに対して、大変和やかに進んでいること、また、自分たちが大人になるような履歴というものを、お兄さん、お姉さんという刺激をいただいていると聞いていますので、現時点では支障なく行われているところかと歓迎いたしているところであります。

(質問なし)

日程第2 議案第46号『令和2年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』

教育長 議題とすることを宣言

(支援教育課長)

議案第46号『令和2年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の令和2年度の幼児及び生徒の募集について定めるものであります。

2ページをご覧ください。

最初に、幼稚部の志願の資格ですが、記載の(1)から(3)の全てに該当する方が対象になります。

募集人数は、幼稚部1年生8名です。

募集期間は、令和2年1月8日水曜日から1月14日火曜日までの午前9時から午後4時までとなっています。志願者は必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただきます。

提出書類は、入学志願票です。

面接等についてですが、日時は令和2年2月7日金曜日です。

選抜内容については、本人の行動観察と保護者面接であり、入学決定者の発表は、その場で保護者に直接お伝えします。

新入学保護者説明会を令和2年2月12日水曜日の午前10時から行います。

次に、高等部普通科ですが、志願の資格は、記載の(1)から(3)の全てに該当する方が対象になります。

募集人数は8名です。

次に、3ページをご覧ください。

募集期間は、幼稚部と同様、令和2年1月8日水曜日から1月15日水曜日までの午前9時から午後4時までとなっており、志願者は必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただきます。

提出書類は、神奈川県公立高等学校入学願書(全日制の課程)及び調査書、面接シートです。

学力検査及び面接についてですが、日時は令和2年1月24日金曜日の午前8時30分からになります。

選抜の方法は、学力検査と本人及び保護者の面接で、6の学力検査教科及び時間割については記載のとおりです。

続きまして、合格者の発表と入学手続ですが、令和2年1月31日金曜日の午

後1時に、ろう学校の事務室で合格通知をご本人に手渡しいたします。

その後、令和2年2月7日金曜日の午後4時までに所定の手続をしていただきます。

新入学保護者説明会は、令和2年2月12日水曜日午前10時からです。

問い合わせ先は、記載のとおり、ろう学校です。

以上で、議案第46号『令和2年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

本件につきましては、9月定例会において議案第42号として提案をいただきましたけれども、募集定員、いわゆる募集人数の根拠等につきまして、再質問させていただいたところ、議案を一度取り下げられた案件だと思います。したがって、その第42号の場合から今回の提案に至るまでの経緯についても、改めてご説明いただければと思います。

(支援教育課長)

9月定例会で取り下げという形になりまして、大変申し訳ございませんでした。その後、ろう学校の学則やろう学校の学校要覧等、また、ろう学校校長との協議を重ねまして、今回のように幼稚部の定員につきまして整理をいたしました。

ろう学校の学則によりますと、ろう学校の定員が120名、幼稚部から高等部まで全て合わせて120名と記載されております。また、教室数が特別教室、通級教室を除きますと、15教室ございますので、1教室当たりの定員が8名であることを確認いたしました。

ということで、今回このように再提案をさせていただいております。

質問・討論なく、採決の結果、議案第46号は「総員挙手」をもって原案どおり可決・確定する。

日程第3 議案第47号『教育長の臨時代理による事務の承認について（美術館条例施行規則等中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

(美術館運営課長)

それでは、議案第47号『教育長の臨時代理による事務の承認について（美術館条例施行規則等中改正）』についてご説明いたします。

8月の教育委員会定例会におきまして、美術館条例中改正及び生涯学習センター条例中改正議案が市議会で可決された後に、美術館条例施行規則及び生涯学習センター条例施行規則の改正を教育長の臨時代理により行うことについて報告させていただきました。

その後、市議会には、教育委員会だけではなく、福祉部等の使用料改正にあわせ、一括の議案として文化会館条例等中改正という形で市議会に上程し、市議会で条例改正議案が可決されましたので、教育長の臨時代理による事務により、令和元年9月25日付で美術館条例施行規則及び生涯学習センター条例施行規則改正をあわせて行わせていただきましたので、本日、本議案のご承認をお願いするものでございます。

それでは、規則改正の内容についてご説明いたしますので、議案第47号の3ページをご覧ください。

こちらの改正議案の朱書きにより説明させていただきます。

美術館条例施行規則では、第7条第3号アの普通自動車の「310円」を「320円」に改めるものです。

続きまして、4ページをご覧ください。

生涯学習センター条例施行規則では、別表のピアノ（大学習室）の号中「5,140円」を「1,660円」に改め、同表ピアノ（音楽室）の項を削るものです。

なお、施行日は、両規則ともに令和2年4月1日でございます。

以上で議案第47号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第47号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『教職員の働き方改革の取り組み状況について』

(教育政策課長)

それでは、『教職員の働き方改革の取り組み状況について』ご説明させていた

だきます。

本報告は、今年 2 月に策定いたしました横須賀スクールスマイルプランの重点取り組みに関する進捗状況についてご報告させていただきます。

初めに、1 の各学校における 6 月の超過勤務時間についてです。

本年度より先生方は自らの出退勤時刻の記録を初め、超過勤務時間を視覚化する取り組みを進めています。

1 の（1）には、本年度 6 月の校種別の超過勤務時間の平均時間ですが、これまでと同様に教頭と中学校の教諭が多忙であることが変わっておりません。

（2）は、超過勤務時間が月 80 時間を超えている教職員の割合です。比較といたしましては、2 年前の市の抽出調査の結果とあわせて、表に示しております。若干ですが、超過勤務時間が 80 時間を超えている割合が減少してきております。

なお、教職員の中で超過勤務時間が月 200 時間を超えている人数が、小学校と特別支援学校はいませんが、中学校の教員の中には 8 名ほど該当者がいました。その理由といたしましては、ふだんから超過勤務しがちであることに加えて、その月の欠員による授業数の一時的な増加や生徒指導などが重なったことが挙げられます。全体に占める割合といたしましては 2.4% です。

（3）の各学校における記録の方法ですが、多くの学校では教育政策課で作成いたしましたエクセルシートを活用し、その他に I C カードで記録をしています。しかし、出退勤時刻を教職員が手書きでしている学校もあります。教職員が手書きで記載した出退勤時刻では、超過勤務時間がデータとして視覚化されないこと、改めて管理職が記載された時刻をパソコンに入力し直していることなどが課題です。現在この課題を学校長に伝え、記録方法について改善するように依頼しております。

なお、学校においては、勤務時間の記録をもとに、学校長が勤務時間が長い教員に対し個別に面談を行い、何が過重になっているかを把握し、業務の配分などについて調整を行っているところです。

（4）の今後の取り組みとしては、超過勤務時間の少ない学校や多い学校などを訪問し、取り組み状況を聞き取り、勤務時間の記録の活用方法などについて検討していく予定です。

また、これから 1 年間の勤務時間の記録をまとめ、年間の中で超過勤務時間を把握し、取り組みを検討していきます。

次に、2、学校閉庁日の状況についてです。

本年度夏季休業の 8 月 13、14 日に、全市立学校と園は学校閉庁日を設定いたしました。なお、学校によっては事前の週休日に地域行事などがあり、8 月 15、16 日も学校閉庁日といたしました。

(1)に出勤状況を示しております。そこで、小・中学校の休暇取得率は98%を超えていることから、日ごろの業務の緩和を図る日となりました。また、効果としては、一律に出勤しなくてよいという環境をつくることによって、職員の意識づけができています。

裏面2ページの上段の(2)をご覧ください。

学校閉庁日には、市教育委員会で携帯電話をレンタルし、緊急連絡先を設定いたしました。外部からは2件の問い合わせがあり、2件とも忘れ物に関する内容でした。また、管理職からは、教育委員会に緊急連絡用の携帯電話を準備したことで、管理職を含め安心して休暇が取得できる日になったと報告されております。

(3)の次年度の取り組みですが、さきの神奈川県議会にて、神奈川県教員の働き方改革に関する新案が出されました。そこには、長期休業期間中の学校閉庁日にかかわる内容も含まれております。今後、その内容を踏まえながら、令和2年度も本年度と同様な時期での実施を検討しているところです。

次に、3の業務改善アドバイザーに係る調査結果についてです。

業務改善アドバイザーは、業務改善のための調査を実施しています。調査校は(1)に記載のとおりでございます。

業務改善に向けたアドバイザーからは、4月、5月の提出書類の分類整理を行い、書類を作成するのに必要な資料などを示した手引があるとよいこと、さらに、教員時代に経験の少ない業務が円滑に行えるような資料があるとよいことなどが挙げられております。

例えば、転出入の管理や学齢簿、監査、さまざまな予算に係ることなどがあ、それらの手順書や確認書を作成することも効果的であるとお話をいただいております。

今後、業務改善アドバイザーと打ち合わせなどを行い、小・中学校の教頭会と連携して教頭業務の効率化を図る予定です、

次に、4の保護者・地域に学校業務への理解を進める取り組みについてです。

本年度4月に学校長と教育委員会の連名で、緊急な場合を除き、勤務時間外の電話連絡を控えていただく旨のお願いをいたしました。

(1)配布文書の効果について各学校から聞き取りをしたまとめです。各学校からは、効果があるという意見もありますが、まだ夜間の電話が多いという学校などもあります。

続いて、3ページの上段(2)勤務時間後の着信件数の実態調査をご覧ください。

10月の第3週に、学校別の勤務時間後の着信件数の調査を依頼する予定でございます。その調査結果を踏まえ、着信件数の減少を進めるための取り組みを

検討してまいります。

最後に、5の市立中学校部活動に関する報告についてです。

(1)の部活動方針の周知についてですが、全ての市立学校で本市の部活動のガイドラインに即した部活動方針を作成しております。また、部活動方針を学校のホームページに掲載するとともに、学校によっては保護者会で説明をしたり、学校だよりとあわせて活動方針を配布するなど、周知を図っております。

(2)の6月における中学校部活動の休養日の設定と活動時間です。本市のガイドラインでは、休養日は週当たり2日以上設け、休養日は、平日と週休日に少なくとも1日とすること、活動時間は、平日は2時間、週休日は3時間程度を原則とすることとなっております。

①にありますように、6月の平日は、休養日の設定と活動時間数については100%の部活動でガイドラインが守られていた状況です。

②のアは、6月の週休日の休養日の設定です。月当たりの休養日を4日設けた部活動は、運動部で90%、文化部で72%でした。②のイの週休日の活動時間数は、12時間以下であった部活動は、運動部で78%、文化部で46%でした。

この月は、公式戦が行われた運動部があること、文化部では演奏会や発表会が関係していると考えられます。

本日は、今年度進めている重点取り組みについての現状について報告させていただきました。今後も本市の教職員が笑顔で子どもと向き合い、健康で元気で業務が行えるよう、教職員の働き方改革を進め、学校を支えていく取り組みを行ってまいります。

以上で『教職員の働き方改革の取り組み状況について』の報告を終わります。

(川邊委員)

2の(2)市教委の緊急連絡先のレンタル携帯電話、これはどこに設置されているというか、どなたが所持していただけるのでしょうか。

(教育政策課長)

教育委員会の教育政策課でレンタル電話を借りていまして、担当の指導主事が電話をかけたときに受け答え、対応をすることとなっております。

(新倉教育長)

補足してもらったほうがいいと思うのですが、つまり全ての学校の保護者の方には、通知を出したときに、この番号が対応ですよということを周知して、教育政策課が持っている携帯番号が連絡先だという周知をして、そこに掛けてもらう仕組みにしてあるということですか。

(教育政策課長)

失礼いたしました。今おっしゃっていただいたとおり、保護者の方には通知を出しまして、連絡先を周知させていただきました。もし万が一緊急の連絡があった場合は、教育政策課のこちらの携帯番号におかけくださいということでご案内をしております。

(小柳委員)

教職員の働き方改革はすごく大切な取り組みで、少しずつですが、効果が出てきているということで、よい傾向かなと思っております。川邊委員からのご質問だったところと関連すると思うのですが、学校閉庁日も教職員の働き方改革の一環だということだと思うのですが、どうしても閉庁日であっても、例えば、学校に保護者から、地域の理解を求める取り組みの横にも書いてあります、忘れ物に関する問い合わせが多くあるというところですが、こういう問い合わせとか、どうしてもという場合で、何か対応された事例があったらご紹介いただけますでしょうか。

(教育政策課長)

今回2件ほど忘れ物に関するお問い合わせがございました。その中の1件につきましては、実はどうしてもパスポート等をとるために、忘れ物をしたもののの中に入っている身分証明書等が必要であるということがありましたので、それにつきましては、該当の学校の管理職にご連絡をしたところ、たまたまその学校全てがお休みをとっている学校ではありませんでしたので、対応ができました。もう1件につきましては、本当の忘れ物で、翌々日の学校が実際あいいているときにまたお電話をくださいということでお伝えしたところ、ご理解をいただきました。

(荒川委員)

1 ページ目の200時間を超えた人数という説明の中で、欠員による時間数が増えたというようなお話があったのですが、これは6月ですが、年度当初から欠員だったのか、あるいはどなたか病気になられて、そのために授業を補充するために時間数が増えたのか、差し支えない範囲で、わかる範囲で結構ですので、先生方の人数が足りていないというお話も聞いておりますので、そのあたりわかる範囲で結構ですので、教えていただければありがたいと思います。

(教育政策課長)

荒川委員がお話いただきました欠員の部分になるのですが、実際、そちらには本来配置すべき教員の方が、病休をとられた方の対応で入る方がいらっしやらなかった分が、その200時間を超えた方がどうしても担当せざるを得なかったという状況を学校から伺っておりました。それ以上の細かいところまでは聞いておりませんが、一応そういう報告を聞いております。

(新倉教育長)

逆に私もう1件聞きたいのですが、基本的に欠員というのは、子どもたちの部分が足りなくなるわけですね。そこに入ったことによって時間外の部分の何が増えるのですか。

(教育政策課長)

学校で聞き取った内容としましては、主に授業の準備が多くかかってしまったという報告を受けております。

(新倉教育長)

よくわからないから、先生は教えるためには一定の時間が必要になるわけで、欠員の方が出たところの授業に同じ人が入るわけにいかないですね、その時間帯を持っている。誰が入ることによって、そこで業務が増えるのですか。

(教育政策課長)

報告を受けた範囲としましては、聞いた中では、その特別支援級を受け持っている方がいらっしやいまして、その方が特別支援級をメインで対応されるのですけれども、それ以外にお休みをとられた先生がいらっしやる部分の教科の免許を持っているというのがありまして、その部分を全部ではないとは思いますが、対応したというのを聞いております。

(新倉教育長)

少し説明がよくわからないのですけれども。

特別支援級の担当だった方が普通級の担当に入ったときに、特別支援級の先生がいなくなるのですよね。その方がやっている教科の勉強のための準備に、本来はそれを専攻でやれている方ですね。その方がやるために時間外が増えるのですか。

(教育政策課長)

詳しいそのところまでちょっと私も把握しておりませんが、繰り返しのようになって大変申し訳ないのですが、聞いているのでは、今までも説明させていただいた内容以上のことまでは、申し訳ありません、わかっておりません。

(新倉教育長)

申し訳ありませんが、1ページの(4)の①に、聞き取りというふうに書いてありますので、確実な調査をしてください。

(教育政策課長)

はい、わかりました。

(澤田委員)

私の質問も、今教育長のお話や荒川委員からのお話と同じだったのですが、80時間を超えるということと、200時間を超えるという実態、これは大変な状況だと思いますので、訪問調査等、分析をお願いしたいと思います。

それから先ほどの教育長が質問された事項についても私も納得ができませんので、申し訳ありませんが、調査・分析をしてください。よろしくお願いします。

(教育政策課長)

分析をしっかりして調査をさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

報告事項(2)『平成30年度横須賀美術館運営評価報告書について』

(美術館運営課長)

それでは、美術館運営課から、報告事項『平成30年度横須賀美術館運営評価報告書について』ご説明させていただきます。

横須賀美術館では、毎年度運営の評価を行っており、このたび、平成30年度の評価結果を報告書としてまとめましたので、ご報告いたします。

横須賀美術館の運営評価は、現在行っている活動の状況について自らの評価だけでなく、運営評価委員7名による評価を行っており、評価結果及び評価委員からのご意見などをもとに事業の改善に向けて検討を実施し、よりよい美術館を目指していくものです。

1、評価項目ですが、美術館の設置目的に沿って、8つの目標を設定し、そ

それぞれの目標には、数的指標である達成目標と質的指標の実施目標の2つの評価を行いますので、合計16項目の評価となります。

それぞれの目標については、1ページ下段のⅠ、美術を通じた交流を促進するの①広く認知され、多くの人にとって横須賀市を訪れる契機となるから2ページの⑧事業の質を担保しながら、経営的な視点をもって、効率的に運営・管理するまでとなります。

なお、実施目標において、外何項目と記載してあるものにつきましては、別添の報告書3、4ページに詳細を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

3ページをご覧ください。

2、横須賀美術館運営評価システムの概要ですが、(5)に記載のとおり、S評価からD評価までの5段階評価となっております。

3、平成30年度の評価についてご説明いたします。

1の評価項目でご説明いたしました3つの使命、8つの目標について、資料の3ページから6ページに記載のとおり、運営評価委員より評価をいただきました。令和元年7月16日に開催された第1回横須賀美術館運営評価委員による二次評価を行い、評価が確定したものととなります。

それでは、委員よりいただいた主な評価内容を3点ほどご説明いたします。

まず、使命Ⅰ、美術を通じた交流を促進するの①広く認知され、多くの人にとって横須賀市を訪れる契機となるですが、達成目標については、年間観覧者数の目標10万人以上に対し、平成30年度の観覧者数実績が11万1,431人となっており、A評価をいただきました。評価委員会からは、ここ数年の観覧者数が10万人を超えていることから、目標人数を上げるよう再検討してもよいのではないかというご意見をいただいております。

また、平成30年度で唯一目標観覧者数を下回った「英雄豪傑たち展」について、なぜ目標を下回ったのか分析が必要だというようなご意見をいただきました。

4ページをお開きください。

次に、②市民に親しまれ、市民の交流、活動の拠点となるですが、実施目標の自己評価である一次評価はA評価といたしましたが、委員会による二次評価ではS評価をいただきました。その理由は、委員会の協議の中で、将来に向けて課題や取り組みに対する分析がされているなどのご意見があり、S評価をいただきました。

5ページをご覧ください。

次に、使命Ⅲ、訪れるすべての人にやすらぎの場を提供するの⑥利用者にとって心地よい空間、サービスを提供するですが、達成目標の自己評価である一次評価はA評価といたしましたが、委員会による二次評価はS評価をいただき

ました。その理由は、委員会の協議の中で前年度より満足度は上がっていることや、全体的に見て非常に満足度が高いなどのご意見があり、S評価をいただきました。

次に、6ページをお開きください。

下段に記載の4、今回の評価時にいただいた意見等に対する今後の取り組み等についてですが、これは委員会からの意見を受けまして、今後取り組む主な内容となります。

先ほど30年度評価の項目でご説明いたしました使命Ⅰ、美術を通じて交流を促進するの①広く認知され、多くの人にとって横須賀市を訪れる契機となるの項目について、委員会では、観覧者数の目標人員を上げるよう再検討してもよいのではないかとご意見をいただきました。

今後の取り組みとして、令和2年度の展覧会の内容等を勘案し、観覧者数の見込みの見直しを検討いたします。

以上で、平成30年度の評価では、達成目標と実施目標をあわせた二次評価の結果としてS評価が2つ、A評価が11、B評価が1となりました。引き続き、この評価システムを活用して、今後もよりよい活動を目指して取り組んでまいります。

なお、平成30年度の運営評価の詳細につきましては、報告書を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、7ページをご覧ください。

参考として記載をさせていただきましたが、昨年度に29年度事業の評価をしていただいた際の意見に対して、平成30年度に取り組みを行った主な内容となります。

平成30年度の取り組みとして4件記載しておりますが、そのうちの2件について説明させていただきます。

昨年度目標②市民に親しまれ、市民の交流活動の拠点となるの項目についてボランティア協働事業の参加者数が目標値を大きく上回っており、目標人数を再検討してもよいのではないかとのご意見をいただきましたので、平成30年度の参加者目標を2,000人から2,400人にいたしました。

次に、目標④の学校と連携し、子どもたちへの美術館教育を推進するの項目について、夏休みに美術や図工の教科書にある作家など、子どもや保護者が興味を持つ内容の企画展をお願いしたいというご意見がありました。平成30年度は、夏季に動物をモチーフとした木造彫刻の展覧会や、秋には小学校高学年や中高生が興味を持ちやすいシャガール、ミロ、ダリなどを展示する展覧会を開催しております。

8ページをご覧ください。

最後になりますが、参考として、横須賀美術館運営評価委員会の名簿を記載いたしました。

以上で報告事項『平成30年度横須賀美術館運営評価報告書について』の説明を終わらせていただきます。

(澤田委員)

質問ではなく、感想でよろしいでしょうか。

評価システムがうまく機能していて、前年度に比べてもよく工夫、改善がなされていると感じました。報告書の34ページのところですが、このところの台風等の災害もあってメンテナンスについては不安なところがございます。空調も塩害によって故障が多く寿命が短いというようなこともいわれております。メンテナンスには財源の確保も欠かせませんし、これまでの修繕計画の見直しを含めて、計画をしていただければありがたいと思いました。

それから、36ページのところで、案内サインのことがございました。近くデザイナーと打ち合わせを行って改善に努めますということが書かれておりました。これにつきましては、ぜひユニバーサルなデザインで、見やすくわかりやすい、できればさわれるようなデザインにしていいただければありがたいと思いました。

それから、39ページの福祉関連の事業のところですが、毎年私も楽しみにしているところなのですが、今年度も行かせていただいたのですが、視覚障害関係の全国的なメーリングリストにも紹介がございました。当日、他県からの参加もありました。ぜひ今後も継続的にこのように進めていただければありがたいと思いました。

(美術館運営課長)

いろいろありがとうございました。

まず、施設の改修等の計画につきましては、内部資料として持っている施設自体の改修計画という中期的なものを1つの目安として、これに沿って工事等は進めているところですが、やはり先ほど澤田委員のおっしゃった突発的なものも出てきますので、それについては、そのときどきの財源等をしっかり確保しながら、予算の状況も確認しながら対応していきたいと思います。お客様が来られて、心地よいサービスが提供できるように努めてまいりたいと思っております。

(新倉教育長)

私から1点だけ確認させていただきます。

薄いほうの概要のほうですが、そちらの報告書でいくと、4ページの中段になるのですけれども、使命Ⅱの美術に対する親しみを深めるのうちの③調査研究の成果を生かしての中の評価委員のコメントの中に、アンケートの回収率を上げることと言っているのがあるのですが、ここ数年、回収率でずっと比較をしようとされている。アンケートの件数が、やはり書いていただければいけないところが、1,000件と100件でも、率だけで比較してしまったら同じになってしまうですね。

だから、具体的にアンケートを書いていたでいてる方というのは増えているのかどうかはどこからも見えていなくて、率だけで判断をするというのは少しいかがかなというふうに思うので、件数もどこかにきちんと明示すべきではないかなと思うのですが。

(美術館運営課長)

確かに率といいますか、件数というのが必要かと思います。件数については、今この資料等には記載がないのですが、平成30年度につきましては、手元資料がないのですが、1,200件程度だったかと思います。その前年度につきましては、たしか1,800件程度ありまして、確かに率も含めて件数が減っております。今後は、件数も示しながら、評価のほうをいただきたいと思っております。

また、今回評価で、そのアンケートの数が少ないということを言われておりますので、できる限り多くの方にいただけるよう、アンケートを記載する場所の工夫ですとか案内というのを図っていききたいというふうに考えているところです。

(新倉教育長)

あわせて、先ほど澤田委員からもあったのですが、報告書の36ページです。

入口、トイレの案内サインが必要ではないかという評価委員のコメントがあるのですけれども、こういった評価をするとき、2カ所問題が出てくるかなと思っているのは、前年度の事業に対する評価をしているところで、当該年度の施設の不備が同時に掲載されてしまう。そうすると、少し違和感が出てしまうのではないかなと思うのです。それらは少し区別をして、その年度の評価委員から指摘を受けた、当該年度の現状に関しての部分であれば即座に改善できることと、次年度、ここと言えば令和2年度になるけれども、その対応をするのだというふうにしないと、本来ならこの項目は評価の項目だとすると、二次評価がSになることはあり得ないと思うのです。しかし、内容は30年度の評価に対してしているのだから、これは評価の項目外の指摘事項になるのではないかなと思うので、そういったことまできちんと整理を評価委員会としてしていただ

くように、お願いしていただきたいなと思うのですけれども。

(美術館運営課長)

ご指摘ありがとうございます。

評価に付する際には、評価委員が年度ごとの評価を混在しないような形で評価いただけるようご説明をし、評価をしていただくようにしたいと思います。

(新倉教育長)

小柳委員から発言を求められましたので、一部、許可をしたいと思います。
どうぞ。

(小柳委員)

働き方改革のところなのですけれども、報告事項だったので意見を述べるところがなかったと思いますけれども、補足で意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げたとおり、働き方改革は大変に重要なものなのですけれども、あまり時間だけにこだわりますと、教員が今でも熱心に業務をされているのを、より密な仕事をするようにプレッシャーをかけてしまわないかという点と、それから、家に持ち帰って仕事をしてしまうと、そういう時間外の業務が増えてしまう危険があるのではないかと。そして、また自宅に持ち帰るときには情報管理の問題も発生してくるかと思います。要するに、目的は教員が働きやすい環境になるということです。時間だけにあまりこだわらないでいただきたいというのは、私からのお願いです。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

質問もなくなりましたようですので、その他に移らせていただきたいと思います。

まず、8月の定例会から、小柳委員より提出されております平和に関する私案について、引き続き取り扱いたいと思います。

これまでの確認でございます。

これについては、小柳委員の私案については、総論部分と付言と各論とで構成されていました。この9月の定例会の際に、いわゆる各論というカリキュラムに関しては、これは学習指導要領に書かれていること、そして一番左側になりましたけれども、具体の例というのは、これは各学校長がそれぞれの授業の

中で展開できるところの権限であり、それを固定化するというのは好ましくないだろうというご発言があった。また、小柳委員ご自身から、ついていた付言については、これを削除するというようなお話がございましたけれども、ここまですべてについては、これでよろしゅうございますか。

それで、総論についてのみ審議といいましょうか、検討したいということでは、いただいておりますが、総論について、推敲されたものを小柳委員から再度提出するというお話もあったかというふうに思っているのですけれども、この辺は委員の皆さん、よろしゅうございますか、そのような整理で。

それでは、小柳委員、総論部分について、どのように扱うのかお教えいただければと思います。

(小柳委員)

総論についてご検討いただけるということで、再度私も修正すべき点がないかを推敲すると申し上げたと思います。

推敲いたしました結果、特に私のほうから、今回修正はございません。

(新倉教育長)

それでは、次に、総論に関して、改めて質疑をさせていただこうかと思えます。

これまで書かれてきました総論につきまして、これの取り扱いだとかについてどのようにお考えか、ご意見がございましたらお願いをしたいのですが。

まず、私から1点確認をさせていただければというふうに思っているところです。

この平和に関する私論といいましょうか、それを必要とされるというふうには小柳委員からお話がありました。各委員とこれまでもお話ししてきた中で、平和や命の大切さに関する学習等、教育というものが必要だということについては何ら変わらない部分だと思っています。

ご提案されたときの一番初めに、現場の教員の困り感に端を発して、こういうふうに思われたというふうにならざるお話をいたしました。そのときに、私は単純に思いましたのは、教え方として必要だとするならば、先ほど確認させていただいたように、各論であるところの学習指導要領に基づいて各学年が行ってこること、それを横須賀の先生方がどのような題材を使っていくかということがあれば、それが一番すぐに授業に展開できる困り感の解消になるのではないかなとも思っていたのです。これを小柳委員がご私案で出されたときに、これまでの議論の中でも、各学校の先生方で構成されている社会科研究会等があるので、そこに投げかけ、そこでつくっていくのはいかがでしょうかというお

話をしたのですけれども、そこがかみ合いませんでした。

この各論がなくなったときの総論部分、ある意味、宣言とされている文言が、この文書を出すことによって、現場の先生の困り感は全て解消するのでしょうか。ここがどうしても理解ができないところなのです。

小柳委員は、そういった現場の困り感をお持ちの先生から相談を受けたわけで、これまでの間に、この文書をその方に見ていただいて、この文書さえあれば、現場の先生として困り感は解消できるというようなお話があったのか、この辺が私にはまだわからないので、少しお話をいただければと思うのですが。

(小柳委員)

前回も申し上げましたが、私として困り感という言葉がそうゆう意味で使ったことはございません。私は先生方の背中を押して差し上げることもできるのではないかなというような発言をさせていただきました。

そして、私が先生方の背中を押して差し上げることができるのではないかなというの、これは副次的な効果でありまして、私がこの私案で目指す中心は、子どもたちのためになる、子どもたちの平和に関する教育に資すると、推進するのに資するという目的であります。その中で、先生方も子どもたちのためになるということをご納得いただければ、協力してくださるというふうに考える次第で、私のほうが先生方に何かお力になるとか、そういったようなことを中心に考えているわけではなく、先生方と一緒に子どもたちのためになる教育を推進していきたいと。

要するに、先生方と私たち、私が考えている教育委員会のあり方というのが、こちらから何かを、前回の教育長のお言葉を借りると、押しつけるというようなことではなく、一緒に手をとって、子どもたちのために、この平和に関する教育というものを推進していただきたいという願いが込められております。

(新倉教育長)

ここがこれまでもずっとお話ししてきているかと思うのですが、1つのプロセスのつくり方、過程が若干違うのかなというふうに、私は違和感を感じているところです。今お話があったように、後押しをしてあげたいから文書をただ出します、この文書を読んだ方たちは、それぞれこの文書を理解した上で、一緒にやってくださいということかなと思っているのです。私は、教育現場にいる先生方が、自らやはりつくっていき、とりわけ平和というのはさまざまな概念もありますけれども、一番大事なことからこそ、共通の理念というものを、土壌をもっと広げた上で、そこからボトムアップされていき、そしてこの言葉どおりにみんなでやっていこうよというものを教育委員会としては決定すべき

ではないのかなというふうに思っているところなのです。

これを教育委員会が出したときに、先生方がこの文言とか、この文書に書かれたことを十分理解、あるいは周知もできていないところで、結果として子どもたちのための平和教育を、教育現場で稼働する方たちが十分な理解のないままいっていいのかというところに危惧を持っているのです。横須賀の先生方は、平和に対して常に念を持っていらっしゃるとするならば、こういったことを進めてほしいのだという投げかけを我々はして、そしてそれをつくり上げてきたときに、教師と教育委員会とか一体となって平和を進めようよという機運、気持ちにしないと、念仏だけ唱えているだけになってしまうのではないなという危惧感を持っているのです。

この辺については、小柳委員は、これを出した後、先生方がもし仮にこれを全く無視する状態になったとしても、意義があるというふうにお考えになるのかを確認したいのですが。

(小柳委員)

まず、平和の教育が大切だというふうにご賛同いただきまして、ありがとうございます。

そして、もちろん教育長のように、現場から意見が出てきて、その現場の要請に基づいて、平和に関する学習プランというのを組み立てていくというのも、基本的な姿勢の1つだと思います。ただ、この平和や命に関する教育というのは大変大きくて重要なテーマですので、教育委員として、こういったものを掲げることは、1つ意味があるのかなと。

もちろん憲法の基本原理の1つが平和主義というものでありますし、教育基本法の前文にも世界の平和をとという言葉があり、またその教育基本法の第1条の教育の目的のところでは、教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならないと、まず第1条に書いてあるのです。それだけ大切なものですので、では、ここの第1条の目的というのに掲げられているからお題目かということ、それを具体化して、少しずつ我々がいろいろなところで発言をしていくということが大切だと考えております。

(新倉教育長)

申し訳ありません、私が今質問をさせていただいたお答えになっていないような気がしているのです。

私は、そういった、これを出すということの重要性というのは、最後の姿は認めているのです。でも、それをつくり上げていくプロセス、過程が、若干違

和感を持っていますので、本来ならば基本の民主主義というのは、そこに集う人たちが共通の理念として掲げ、これを目標に生きていこうという形で出してくるものがベストだと私は思っているわけです。

ところが、一方、今回のものは、この教育委員会の委員が仮に全員合意したとしても、それを実際にやっていただく教育現場の方たちの理解と了解もないものを出してしまう形になってしまわないかということを問題にしているのです。有識者である委員の皆さんがつくってくれたものであっても、現場で子どもたちに接している先生方の理念にならなければ、絵空事になってしまうのではないかとことを心配しています。しかし、小柳委員は、それでいいというふうに先ほどおっしゃっているので、毎回確認しているのです、ここを。ここで決定をするということは、そういうこれまでのプロセスと違う形になってしまいます。そのときに、現場の方たちがこれは違うよという声が上がっても、それはいいのだとお考えになりますかと聞いているのです。

(小柳委員)

私がこの提案を8月にしたときに、経緯をご説明させていただいたと思います。その中で申し上げたとおり、私も最初からこのような案をぽんと出すような予定ではございませんでした。昨年の12月の定例会で皆さんと可決した、少し正確な名前が出てきませんけれども、猿島千代ヶ崎砲台の整備基本計画というようなものが出たときに、その中に平和に関する教育に資するものであるというような言葉があり、これを活用しましょうというような指針が掲げられたわけです。

そしてその中で、私はこういった指針、いい指針ですので、ぜひ横須賀の教育にこういった史跡を活用していただきたいと、その具体的な活用方法を考えてくださいというふうに事務局の方にもお願いいたしました。それから内部でもそういった指針、その整備基本計画の中の指針を実現するために、どのようにすればよろしいのでしょうかという問いかけを続けさせていただきました。ですから、その中で、では、学校の現場のほうに一度確認しましょうというような話があり、あるいは、次の4月の定例会でどこまで、こういった検討をしていただいていますかということ、この定例会でも質問させていただきました。その後も何度か質問させていただいていますけれども、なかなか進まない。

その中で、私のほうが、他都市のこういった平和に関する教育の指針を見つけてきて、これではいかがでしょうかというようなご提案を事前の検討でさせていただいたところ、それは横須賀のものではないと、なぜ横須賀でやらなければいけないのかが少しわからないというようなお話がありましたので、私なりにイメージする、この横須賀に、なぜ今こういったものを掲げるのかという

のを具体化して示していただければ、この話が進むのかなということで、この指針をつくらせていただきました。そして、その指針を今具体化して検討の対象になってしまいますけれども、私はこれを横須賀の指針にしてほしいということは一度も申し上げておりません。これをきっかけに、こういったものを皆さんで考えていただいけませんかというお願いをしているものでございます。

(新倉教育長)

大変申し訳ありません。私たちの理解が1点違ったのかなと思っています。

これは小柳委員とも過去にお話をいたしましたけれども、では、小柳委員の意見として発表されたいかがですかとお話をこれまでしましたが、そうではなく、委員会として出すというお話だったというふうに理解しています。それはよろしゅうございますね。傍聴の方もいらっしゃいますが、これまで教育委員の中でお話をしてきたときに、確実にそのように私たちは承りました。

今回は、それでは、これは教育委員会の意見ではなく、ご本人の指針、意見として発表することを認めてくださいということだけでよろしいのですか。

申し訳ありません、少しそこにこだわる前に、今、小柳委員にご説明いただいたことは、くどいのですが、私が先ほど質問した内容に全く答えていただけていないのです。急に過去のお話になったのですが、これを出すことによって、現場の先生方が違うことをしたとしても、構わないというふうにお考えですかと聞いたのです。ここをまず教えてください。

(小柳委員)

これを掲げた後、やはり先生方に理解をしていただくように努めなければならないと思っています。この案をつくった後に、いろいろな先生方ともお話をさせていただく中で、最初は少し警戒感というか、『えっ?』という感じで見ていらっしゃった先生もいらっしゃいます。しかし、膝を突き合わせて私の思いを伝えたところ、理解を示していただいて、なるほど、そういうことであれば、これは教育現場の参考にできるかもしれないというお話をくださった先生方もいらっしゃいます。

ですので、これをつくって、これはもう、あとは受け取られる先生方次第だと私は思います。受け取った先生が、これはよくないということであれば、それはいたし方ございませんが、しかし、そこではやはり、この私たちの、私たちというのは、もしもつくっていただくなら私たちになると思いますけれども、平和に対する思いを伝えて、少しでも教育現場の参考になる点があれば、参考にさせていただきたいと。これはもう、きちんとこちらがご説明をして誠意を持ってお願いしていく、そういった形になるかと思っています。

(新倉教育長)

やはりこういった宣言とか指針というもののプロセスというものが違うのではないかというふうに、私はどうしても考えざるを得ません。これは、ここで決定してしまいましたら、この案文は変えることができません。教育現場にいらっしゃる教職員の皆さんと、先に膝を詰め合わせながら文言を練って、初めてそれが、この委員会での決定事項になっていくというのが民主主義のプロセスだというふうに私は理解をしているのです。逆に、教育委員会が先に決定文を出し、これを理解してもらうために行うというのは、ある意味強権的な、物事を決めた上で、決定事項だから、あとは皆さん従えというのと、何ら変わらなくなってしまうのではないかという危惧を持っているところです。一人一人をこれから説得していくのだというのは、言葉としてはわかりますが、この内容の変更を求めることができないプロセスになってしまいます。

それが、これは仮定ですけれども、私を含めて教育委員の4人、このメンバーが全員一致で行うということなら、これはこれなりだと思っています。ただ、それは現場の先生方、一緒にやっている方たちが、なぜそれをしなければいけなかったか、あるいは自分と考えが違うということを明らかにしていくことになるので、不信感を招いてしまうことが大きいのではないかということも、私は個人的に危惧しているところです。これは私の意見ですから、ここで結構です。

私だけのお話をしていくとおかしくなりますので、他の委員の皆さんで、お考えに関してご質問があれば、小柳委員にまずご質問をさせていただいて、この文書なり、あるいはその基本にあるお考えについてご質問があれば、そこを一回整理したいと思います。文面、内容に関する前に、どうしてもその部分が私たち、解決をしていないのではないかと思いますので、そのスタンス論のところをまずはっきりとさせないと、こういった文案の内容を討議すべきかどうかに入れないのかと思っていますので、そこを少し整理させてください。その意味で、小柳委員のスタンス、お考えの根本についてご質問があれば、先にお願ひします。

(澤田委員)

冒頭にありましたように、私はこれまで小柳委員のご意見を伺いながら、学校現場で先生方は悩んでいるというご発言があったと私は思っていたのです。その思いから、このような私案を出そうとしているのだと理解していたのですが、それは、先ほどのお話だと違うということなのではないでしょうか。

(小柳委員)

違うのではなく、副次的な、いろいろな議論をしている中で出てきたもので、そこも解決できるというところでもあります。

(荒川委員)

私も澤田委員と同じで、小柳委員が、先生方が困り感を持っていて、この平和的な学習に関して悩んでいるから、そこを何とかしたいというふうにおっしゃったと思いますので、それで私たちも、現場の先生方が困っていらっしゃるのであれば何とかしたいというような形で話し合いを進めてきたと思うのですが、そのところが今日お話を伺っている中では、何か私も少しとまどってしまっているような状況なのです。なので、そこをもう一回はつきりしていただきたいことと、もう一つは、小柳委員が出されたこの総論を、委員5人の総意として、メッセージとしてお伝えしたいというお気持ちなのですかということ、もう一回お聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(小柳委員)

もし、私の今までの言葉足らずで誤解を生じさせてしまったとしたら、ここで訂正させていただきます。

先生方の困り感とか、そういった手助けをするというためにこれをつくったものではなく、考えたものではなく、子どもの教育に資するためにつくったものですので、これが先生方の困り感を解決するために役に立つかということを議論していただきたいわけではなく、これが子どもたちの平和のための学習に役に立つかという点を議論していただきたいというのが、私のお願いでございます。

それから、もう一つのご質問である、これを皆さんのお考えとして、1つのものとしてつくっていただきたいかという点ですけれども、前回の定例会の最後のほうで、私のほうが動議として、平和に関する学習の推進をしていただきたいと、そういう動議を出すというふうに申し上げたところ、教育長のほうから、それは抽象的過ぎて議論の対象にならないという結論になりかねませんよというお話をいただきました。そこで、私は、抽象的過ぎるということであれば、具体的なものを出しておかなくてはいけないということで、この総論だけは維持させていただいております。しかし、そうではなくて、私の願いは、目的は、この平和に関する学習を進めていただきたいという点ですから、この総論にこだわるつもりもございません。

(新倉教育長)

重要な観点になってしまいましたので、1点整理をさせていただきたいと思います。

小柳委員から動議が出てきて一番初めのときには、この総論、付言、そして各論がついたペーパーの、これを決定し、教育委員会として発したいというお話を承りました。これは間違いないですよ、一番初め。

(小柳委員)

そういった動議を出したわけでは、これを検討してくださいというお願いです。

(新倉教育長)

いや、これを検討してくださいということは、ここで委員間の討議で決定をするということは、委員会決定をするというふうに理解をしています。

(小柳委員)

ですから、そこに至るまでの経緯があるわけです。昨年12月から定例会外で、ずっと先生方と話し合いをしてきた中で、初めはこんなものはなかったわけです。それをいろいろな話し合いの中でこれが出てきて、そして具体的なものがなければ、話し合いの内容も具体化しないということでしたので、これを出させていただいた。

(新倉教育長)

申し訳ありません。正式な教育委員会に諮る前のお話をここでされると、傍聴者の方たちに大変失礼だし、それまで検討してきた内容を逐一整理して議事録にしているわけでもありません。

ただ、確認をさせていただきますと、今年の3月14日に、平和に関する教育についての提言書(案)というのをまずおつくりになりました。そして、各委員に配られました。それが、この今日に至っているというふうに私たちは理解しているのです。これまでも、広島市ですとか他市町村の提言が出されているのだから、横須賀市も教育委員会として、平和に関する指針、発言、提言といったものをつくるべきだというふうなお話だったので、それをずっとこれまでやってきたというふうに理解をしています。これは申し訳ありません、私1人なのか、他の委員の皆さん、そのようにご理解をしてよろしいですか。

(川邊委員)

私の理解は、今、私は一番新参者なので、ある程度違うのかもしれないので

すけれども、一番最初は、何か戦争遺跡があるので、それを利用して何か平和教育をしたいというお話は聞きました。なぜそうなるかという、今は学校であまりにも平和教育がきちんとされていないというふうに、私、小柳委員がおっしゃったのを記憶しております。それゆえに、その2つを合わせて、これから平和教育が必要だということで、今の流れになっているのかなという私の理解です。

(小柳委員)

もし私が、今現在、平和の教育があまりにもなされていないというふうに言ったというふうにご理解されているとしたら、そこは私のほうの言葉が間違っていたのかもしれませんが、川邊委員が誤解されているのかもしれませんが。私は、横須賀において平和に関する教育もきちんと、多くの学校でなされているということは認識しております。

その上で、今回、千代ヶ崎砲台などが整備されている中で、これを新たに活用していただきたいと、こういった現場の横須賀ならではの史跡なり、あるいはほかにもいろいろと横須賀には平和に関する教育の題材として活用できるものが点在する、具体例は幾つか出ささせていただきましたけれども、そういったものを積極的に、まだ活用しきれていないのではないかと、そういった教育を推進していただきたいというふうに申し上げたと考えております。

(川邊委員)

私としては、教育がされていないとおっしゃったのですけれども、実際、私の記憶では、少しまだ横須賀の中では平和教育が不足しているというか、足りないというような表現をされて、そのときに教育長が、そういうことを言うのは、そうすると、学校の先生たちに、何かあたかもやっていないではないかというお話になるので、失礼ではないかというふうに、教育長が少し怒られたことも記憶しております。ですから、それは確かに私は言ったと思っております。

(小柳委員)

確かに教育長のほうから、そういうふうに言われたことは覚えておりますけれども、それも教育長の誤解に基づく発言だと私は理解しております。

(荒川委員)

私も川邊委員と同じように受けとめたものですから、先月の定例会の中で、学校現場では学習指導要領にのっとって、しっかり各学校で、この平和的な学習についてもきちんと学習、指導されているものと認識していますということ

をあえて言わせていただいたという経緯があります。ですから、その部分は私たちが認識しているものと、小柳委員お一人のお考えが、少しずれてしまっているのかなというふうに感じましたので、少し意見を言わせていただきました。

(新倉教育長)

もう一回少し整理をさせてください。

くどのようなのですけれども、8月以降にご提案いただけてきたものは、動議という形で出てきたときにこの文書が出たわけですから、私は3月の段階に、小柳委員からずっとお話が来ているように、提言書を出したい、つまり教育委員の総意として、教育委員会が文書を発するのだ、宣言するのだという理解のもとでずっとおりました。それで、動議というふうに出てきた以上、その文案自身が議案として議決するのだという、そのスタンスで動いてきたところなのです。

この辺については、申し訳ありません、事務局、これまでの議事録なりをつくっていただいているので、私が今まで言ってきた整理の仕方が事務局としても違うのかをもう一回確認をしていただけますか。そういう意味で、動議が出されたというふうに理解をしているのですが。

(総務課長)

前回、9月定例会での小柳委員のまとめの発言がございました。その中では、教育委員会の案として、付言とプランの各論部分を決定するのは難しいと理解しました。そして、付言と各論、いわゆるプランとそのとき言われていた部分を削除した上で、総論部分を引き続き次回の定例会で意見交換、討議したいというお話がございました。そして、総論部分について各委員と意見交換、討議し、その場で修正した上で、修正後の総論部分を議案とする動議を提出し、採決を求めたいとおっしゃいました。そして、総論部分についてはもう一度、関係者の意見を聞いて、推敲を重ねて再提出したいと、そのようなご発言があったと記憶しております。

(新倉教育長)

よろしいですか。というと、ここで整理をしてください。

(小柳委員)

よろしいですか、発言させていただいて。

その私の発言は、前回の定例会の最後のほうだと思いますが、いかがですか。

(総務課長)

そのとおりです。

(小柳委員)

ですので、私は、最初からこれを動議で議決してほしいということは申し上げておらず、最後のほうに、川邊委員から、小柳委員が一体何をしたいのかわからないというご発言をいただき、何がしたいのかはっきりしてくださいというご趣旨だったので、これはやはりきちんとした形での動議を差し上げないといけないかなということで、発言させていただいたというふうに記憶しております。

(総務課長)

大変失礼なのですが、小柳委員から今、ご自身のご発言の意図はそうということではないとお伺いいたしましたけれども、しかしながら、今回なぜこの議論が継続しているのかというところは、小柳委員の最後の発言があったから、今回このような会議が設けられているわけで、その部分がそういう意図ではないというご発言をいただきますと、今日自体の開催もどうなのかなというところに、また戻ってしまうのかなという気がいたします。

(小柳委員)

いえ、その場で動議は出しましたけれども、教育長から、動議というのはその場で議決しないといけないけれども、それでよろしいですかと言われましたので、私はその動議は撤回しております。

それで、この場で、では、なぜ今議論が続いているかといえ、もちろん私のほうから、このままどういうふうな形に終わらせるのか、またかなり時間が押しておりましたので、次の定例会でも引き続き検討してくださいとお願いしたというふうに考えております。

(新倉教育長)

申し訳ないですが、少し、整理がなかなか難しくなっているかなと思っているのですが、今、総務課長に言っていただいたように、前回のときに、まずはこれを見ていただきたい、それを最終的に決定していただきたいという大前提がまずあったことは事実でございますよね、総論に対し、付言と各論がついていた話。それで、これは最終的に教育委員会として決定をしたいという気持ちで来ていたというふうに承っていましたから、教育委員会のこ

の会議で決定するためには、動議を出していただいて、議案としないと決定ができないのですよというお話をずっとしてきたつもりです。

それで、付言と総論については、前回その部分は動議の最後の対象とする決定事項から外しますというお話があったので、では、この総論部分を教育委員会の決定にするかどうか、まずその質疑を皆さんでした上で、できれば、総意ならば全員で動議をかけて議決をしましょうというふうに思っているわけです。ですから、宣言文を教育委員会の議決にしていこうというふうな事務処理をずっと私も議長としてさせていただいてきています。そうだとしたときに、この文書を教育委員会が発して、先生方に行うという行為のプロセスは逆ではないのですかという、もう一回確認をしていたところです。

ところが、今お話しになると、求めていたものはそうではないというふうに先ほどご発言になってしまうと、では、これではなく、最後にお話しになった横須賀市教育委員会として、平和教育に対する取り組みを確実に行ってくださいという委員の要望が上がり、他の委員がそれに賛同したとすれば、教育長である私は承りましたとして事務局に指示をする。これはこの文書とは一切関係ない行為になるのですけれども、どちらをお求めになるのでしょうかということなのです。

(小柳委員)

どちらをとということであれば、優先順位としては、やはり平和に関する学習を推進していただきたいというのが私の願いであります。

(新倉教育長)

申し訳ないです。どちらかというお話しではないのです。どちらかということとは、2つあって、2つとも部分をずっと生かしておくことになるのですが、これは今、会議上、動議という形で出されているものですから、そのために討議をしています。

(小柳委員)

前回で撤回しております、動議は。今、また改めて動議というのは出していないです。

(新倉教育長)

いや、動議は継続しているのです。

(小柳委員)

前回、教育長は、動議というのはその場で議決しないといけないというふうにおっしゃったので、私が撤回を……

(新倉教育長)

この動議というのは、議案に関する動議。だから、そのときに、どちらを選ぶのですかと聞いただけです。

(小柳委員)

いや、教育長自身、覚えていらっしゃるいませんか。動議というものは、その場で……

(新倉教育長)

議案に関する動議です。手続論がうまく伝わっていないのかわからないのですが、今この1つの案件をどうしても、まだ協議をするという動議が今されているのです。

(小柳委員)

私は前回、協議を継続していただき……、動議を出して継続していただきたいというふうに言ったら、いや、動議というのはその場でやらなくてはいけないのですよというご説明だったので、一旦はということでしたけれども、そこはあまり、これ以上は。

(総務課長)

現在のこの議論につきましては、8月の定例会のその他のところで、小柳委員が、動議という明確な言葉はお使いになっておりませんが、ただ、この会で取り上げてほしい、事実上の動議と理解して、今このお話しが継続している。ですから、小柳委員は8月の定例会のその他のところで、ここの議論を取り扱う動議を提出されたものというふうに理解をしております。

(新倉教育長)

その上で、お出しいただいた文案を決定するというためには、もう一度動議が必要で、それを議案文書につくり上げて決定しなければだめですよというご説明をしたつもりなのです。だから、この文書全部でいくのですかというご確認を何度もさせていただいて、そのときには一回おろしたので、では、次は総論の部分だけを議案とするための動議の案件として協議しましょうというふうに整理をさせていただいたわけです。そこはよろしいですか、それで。これを

論議してもしょうがないので。

それで、今のお話の中で撤回しましたということになると、もう一度整理をしていただきたいのですけれども、今、私たち各委員は、いただいたこの総論の文書を最終的に議案として決定するということの協議をずっとしてきてしまいましたけれども、小柳委員は、では、これについてはここで一回終止符を打つということではよろしいのですか。そして、新たなご提案、動議という形で、横須賀市教育委員会は新たな、さまざまな戦争遺産もあるのだから、それに対する平和教育に資する考え方、どういうものをつくるかということを教育長である私に委ね、事務局としてつくることを考えてくださいという提案事項にかえて、かえた動議として、各委員のご賛同を求めるのか。

つまり、同じものがずっと継続するわけにいきませんから、これを教育委員会として決定するというこれまでの検討動機は、ここでもう取り下げることによってよくて、新たな動議案件として、平和教育に資する教育カリキュラムと言ったらおかしいですけれども、つくり方、極端に言えば、例えば社会科の副読本だとかにどういうふうに反映させるかとか、具体の策を検討することというものを、包括的なお話かも知れませんが、それを新たな提案とし、教育委員会事務局が行うように、皆さんの委員の提案にかえるという、そういうふうな動議に変えられるということでもいいのかということなのですが。

(小柳委員)

はい、そのようにお願いいたします。

(新倉教育長)

では、改めてそれを宣言してください、今までのこの発言については動議を取り下げてということで。そうしないと、議案が成立しないので。

(小柳委員)

わかりました。

今、教育長から整理していただいたとおり、私のほうが今まで、事実上、提案させていただいていたこの案を、そのまま教育委員会として採択していただきたいというようなものは取り下げさせていただきます。

その上で、改めて、平和に関する教育の推進という要請を、皆さんとともに再確認していただきたいと思っております。

(新倉教育長)

もう少し具体じゃないと、各委員がそれに賛同するのにどうするかが。包括

的にこういうことをやってくださいということでもいいのか、どうなのかの部分がありますので。

(小柳委員)

少しお時間いただいていいですか。

(川邊委員)

先ほど私が、小柳委員は何をやりたいのと言ったということですがけれども、それはもちろん今のところで、この総論を仮にここで討論して取り上げたとしても、それでは、それをどういうふうに持っていくのか、何かそういうところが非常にわからないわけです。前にも出ただけけれども、平和といっても人によって考え方が違うので、ある意味、平和教育というものは思想教育に関連してしまうかもしれないということの話も出ました。そのところで、それでは、この総論的なものをどういうふうに取り扱うのかわからないので、まずは、小柳委員はどういうふうに考えられているのかという意味で発言したことなのですけれども。

(小柳委員)

教育長と委員の先生方からご意見いただきまして、私なりに今までのところを整理させていただきますと、平和を希求することの大切さということは、皆さん、共通の認識を持っていらっしゃるというふうに理解いたしました。その上で、こういった提案なりを掲げる、メッセージをつくるにしても、そのプロセスとかタイミングとか必然性というものを大切にしなければならないというところも理解いたしました。その上で、こういったことをこの公開の場できちんと議論させていただいたことに、まずは感謝申し上げます。

そして、できれば今までの議論を無駄にしないためにも、時期を見て、あるいは教育委員会の施策、あるいは市の施策も関係してくるかもしれません。適切なタイミングで必要なメッセージを皆さんでつくっていただけるということをお願いして、教育長に委ねたいと思います。

(新倉教育長)

これまで、各委員の皆さんとご討議をさせていただいてきた中でずっと感じていることは、誰一人として、平和に関するものはどうでもいいというようなことを思っているわけではなくて、それを希求していくということは皆さんの希望であることははっきりとしているかと思っています。それをある1つの形のメッセージで発するためには、きちんと教育現場の先生方との総意をもって

やっていくべき内容のことなのかなというふうにも十分思っています。

ただ、横須賀の置かれている立場、それは同じように、今回の歴史遺産や何かからというものをどのように教育の中に取り組んでいくかという大きな課題を1つ抱えているのだということを、改めて示していただいた部分なのだとも思っています。具体の形で言うならば、私たちのまち「横須賀」という副読本だとか、さまざまなところに、今回あった歴史遺産をどのように子どもたちに教え、伝えていくかということを明示できるようなものを研究していかなければいけないことは、まず1つ大きな課題だというふうに思っており、もう既に職員には指示をしているところであります。

それから、このメッセージ等につきましても、小柳委員が思い描いている、思っていらっしゃる必要性というものについては、各委員の皆さんも同じ共通理念を持っているところがありますので、今後、適切な時期に市の施策とも関連する部分があるかと思しますので、これらを十分に把握した上で、皆さんの思いと総意をまとめ上げられたときに出させていただきたいなというふうに思っています。

その意味では、この数カ月間にわたるこの話というのは、各委員の皆さんもさまざまなお立場での、あるいはさまざまなお考えというのを改め見つめ直していただけたところなのかなと思いますので、これまで少し混乱をするような運営をしてしまいましたけれども、最後の小柳委員のご希望、ご要望というものについては、しっかりと受けとめさせていただきたいと思いますが、各委員の皆様、それでよろしゅうございますか。

(各委員)

異議なし

(新倉教育長)

ありがとうございました。

(小柳委員)

よろしくお願いいたします。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第 1 は、神奈川県教育委員会が今後発表する案件であるため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和元年 10 月 10 日（木） 午前 11 時 10 分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡